告示

○東北地方整備局告示第七十四号

最上川水系に係る指定区間外の一級河川について、平成九年九月一日建設省告示第千六百三十四号を次のように改正する。

「第一号図から第百六十二号図まで」を「第一号図から第百六十八号図まで」に「同局酒田工事事務所、新庄工事事務所、山形工事事務所、最上川ダム統合管理事務所」を「同局酒田河川国道事務所、新庄河川事務所、山形河川国道事務所及び最上川ダム統合管理事務所」に改める。

（図面省略）

平成二十三年四月一日

東北地方整備局長　徳山日出男

○東北地方整備局告示第七十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月一日

東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
登米市豊里町上白鳥浦一四六番二から同市中田町浅水字新十三号三八番一まで	前	一二・三〇～二〇二・八〇メートル	八・三三〇キロメートル
	後	一二・三〇～一八〇・三〇メートル	八・三三〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第七十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月一日

東北地方整備局長　徳山日出男

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百十二号	鶴岡市茅原字西茅原一七番六から同市茅原字西茅原一五番一まで	東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

○東北地方整備局告示第七十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月一日

東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
にかほ市象潟町字家ノ後九五番一から同市象潟町字三丁目塩越八八番三まで	前	一七・三六～二七・六四メートル	〇・〇八三キロメートル
	後	一七・三六～三一・八一メートル	〇・〇八三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所

○東北地方整備局告示第七十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月一日

東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
秋田市寺内字蛭根八五番三八から同市寺内字神屋敷二九五番一まで	前	三〇・一四～六九・〇〇メートル	〇・一〇〇キロメートル
	後	三〇・一四～六九・〇〇メートル	〇・一〇〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所

○東北地方整備局告示第七十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月一日

東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
大館市釈迦内字館一四番から同市釈迦内字家下二三番一まで	前	一九・〇〇～三五・〇〇メートル	〇・一〇〇キロメートル
	後	二三・六〇～一〇五・〇〇メートル	〇・一〇〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局能代河川国道事務所

○東北地方整備局告示第八十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月一日

東北地方整備局長　徳山日出男

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
七号	大館市釈迦内字館一四番から同市釈迦内字家下二三番一まで	東北地方整備局及び同局能代河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年四月一日

○北陸地方整備局告示第四十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月一日

北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十七号	長岡市中沢町字百刈四四〇番一から同市中沢町字百刈四三九番三まで	北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年四月一日